別表第一毎日の相場及び取引高報告書の項記載上の注意の欄第一号中「第二条第八項第一号」を「第二条第三項第一号」に改め、同欄第二号中「第二条第八項第四号」を「第二条第三項第四号」に改める。

別表第三から別表第五までを次のように改める。

別表第三（第五十条関係）

帳簿の種類	記載事項	記載上の注意
先物取引日記帳	一　商品取引所の名称又は商号 二　上場商品構成物品又は上場商品指数 三　約定日時 四　対価の額又は約定価格等 五　取引の種類 六　売付け又は買付けの別 七　数量	一　商品先物取引業を行う者であって、別表第四に従い作成する者にあっては、作成しないことができる。 二　約定日時については、単一の対価の額又は約定価格等による競売買の方法による取引（以下この表において「板寄せ取引」という。）の場合にあっては、約定日及び場節を記載すること。 三　取引の種類については、法第二条第三項第一号から第三号までに掲げる取引の場合にあっては、次に掲げる事項を記載すること。 (1)　限月 (2)　新規又は決済の別 四　取引の種類については、法第二条第三項第四号に掲げる取引の場合にあっては、次に掲げる事項を記載すること。 (1)　限月 (2)　権利行使期間及び権利行使価格 (3)　プット又はコールの別 (4)　新規又は決済の別 (5)　権利行使又は被権利行使の別
先物取引受渡計算帳	一　商品取引所の名称又は商号 二　上場商品構成物品 三　限月 四　約定日時 五　約定価格又は権利行使価格 六　受渡年月日 七　受渡数量	一　商品先物取引業を行う者であって、別表第四に従い作成する者にあっては、作成しないことができる。 二　約定日時については、板寄せ取引の場合にあっては、約定日及び場節を記載すること。 三　受渡数量については、受渡しの別ごとに記載すること。 五　注文・清算分離行為が行われた取引については、注文執行会員等は、新規又は決済の別及び権利行使又は被権利行使の別の記載を要しない。
帳簿の種類	記載事項	記載上の注意
注文伝票	一　商品又は商品指数 二　自己又は受託の別 三　委託者等名 四　受注日時 五　約定日時 六　対価の額又は約定価格等 七　取引の種類 八　売付け又は買付けの別 九　指値又は成行その他注文の種類の別 十　受注数量（数量がない場合にあっては、数量に準ずるもの） 十一　約定数量（数量がない場合にあっては、数量に準ずるもの）	一　法第二条第二十二項各号に掲げる行為のうち、媒介又は代理に係るものにあっては、記載することを要しない。 二　商品又は商品指数については、上場商品構成物品、商品の価格の公表主体その他の取引の対象を特定するものを記載すること。 三　受注日時及び約定日時については、法第二条第十四項各号に掲げる取引の場合にあっては、受注年月日及び約定年月日を記載すれば足りる。 四　約定日時については、単一の対価の額又は約定価格等による競売買の方法による取引（以下この表において「板寄せ取引」という。）の場合にあっては、約定日及び場節を記載すること。 五　受注日時及び受注数量については、自己の計算による取引の場合であって、かつ、商品市場における取引及び外国商品市場における取引の場合にあっては、発注日時及び発注数量を記載するものとする。 六　取引の種類については、法第二条第三項第一号から第三号までに掲げる取引（これらに類似する外国商品市場における取引を含む。）及び同条第十四項第一号から第三号までに掲げる取引の場合にあっては、次に掲げる事項を記載すること。 (1)　限月 (2)　新規又は決済の別 (3)　プット又はコールの別 (4)　新規又は決済の別 (5)　権利行使又は被権利行使の別 (6)　法第二条第十四項第四号及び第五号に掲げる取引については、オプションの行使により成立することとなる取引の内容 七　取引の種類については、法第二条第三項第四号に掲げる取引（これに類似する外国商品市場において行われる取引を含む。）及び同条第十四項第四号及び第五号に掲げる取引の場合にあっては、次に掲げる事項を記載すること。 (1)　限月 (2)　新規又は決済の別 (3)　プット又はコールの別 (4)　新規又は決済の別 (5)　権利行使又は被権利行使の別 (6)　法第二条第十四項第四号及び第五号に掲げる取引の場合にあっては、取引期間及び決済の年月日を記載すること。 八　取引の種類については、法第二条第十四項第六号に掲げる取引の場合にあっては、取引期間及び決済の年月日を記載すること。 九　指値又は成行その他注文の種類の別については、指値の場合にあっては、注文の有効期限、成行の場合にあっては、取引を行う日（商品市場における取引にあっては、場節を含む。）を記載すること。 十　取引が不成立の場合には、その旨を表示すること。

別表第四（第百十三条関係）